

令和8年3月19日（木）
午後3時30分～3時45分
庁議室

令和7年度 第33回庁議次第

議題

○ 令和8年度市政運営の基本方針について

○ 報告事項

① 人事異動について

(職員課)

○ その他

令和8年3月19日

令和8年度市政運営の基本方針

国分寺市長 丸山哲平

令和8年2月20日に表明した「令和8年度施政方針」に即して各部の運営方針及び組織目標を定め、令和8年度の取組を着実に推進すること。

なお、将来にわたる持続可能な市政運営を目指すため、各部の運営方針及び組織目標を定めるに当たっては、下記の事項も踏まえるとともに、不断の行財政改革に取り組む姿勢を盛り込むこと。

記

1 施政方針を踏まえた対応

- (1) 多様化・複雑化する市民ニーズに機動的かつ柔軟に対処できる体制を整えるための機構改革を行う。職員一人一人が変化を恐れず、能動的に業務改善の取組を進めるとともに、各部署においては「経営」の視点を取り入れ、これまで以上に効果的・効率的な組織運営を行うこと。特に、経常的経費については、行政コストの削減を図りながらも、同等水準以上の事業効果を生み出すべく、事業形態や人員配置など、根本から改善を進めること。
- (2) 時代やニーズの変化等により、当初の目的に沿わなくなった事業については、果断に統合・縮小・廃止に向けたあらゆる可能性を検討し、限りある行政資源の有効活用を図ること。

- (3) 切迫性が高まっている首都直下地震や激甚化する風水害を見据えた防災・減災対策が、喫緊の課題となっている。地域防災力の向上、災害に強い都市づくり、応急対策の強化などを一層進め、ソフト・ハードの両面から強靱なまちづくりに取り組むこと。
- (4) 市民サービスの向上と行政事務の効率化につなげるため、BPRの推進、生成AIやデータの利活用等を進めるとともに、LINE公式アカウントのコンテンツの充実を図るため、行政手続のオンライン化への取組を加速させること。
- (5) アーバンデザインセンターをはじめとする地域に関わる多様な主体の強みを生かした公・民・学連携を推進することにより、まちの活性化や地域課題の解決、新たな価値の創造につなげること。
- (6) 少子高齢化の進行、エネルギー・原材料価格等の上昇による物価高騰など、市を取り巻く環境は厳しい状況にある中においても、財源の確保に努め、社会保障関係経費等の増加に対して適切に対応すること。また、公共施設の老朽化に伴う修繕・更新を計画的に進めていくとともに、旧庁舎用地における複合公共施設の整備に当たっては、市民全体での活用に資する公共施設の在り方を念頭に、将来の社会変化にも柔軟に対応し得る施設とすべく、全庁一丸となって取り組むこと。

2 「第2次国分寺市総合ビジョン」等を踏まえた方針

- (1) 「第2次国分寺市総合ビジョン」の未来のまちの姿として掲げる「歴史をつなぎ 未来をひらく 個性がひかり輝くまち」の実現に向け、まちづくりの基本理念である「すべての人が主役であること」、「変化に対ししなやかであること」、「まちの心地良さを未来へつなげること」を念頭に、「国分寺市ビジョン前期実行計画」に掲げる各施策

を着実に推進すること。

- (2) 「第2次国分寺市行政デジタル化推進計画」及び「第Ⅱ期国分寺市業務改革プロジェクト」に基づき、職員一人一人がBPRの視点を持ち、デジタルツールを活用しながら、抜本的な業務フローの見直しを進め、生産性の向上と業務の効率化を実現させること。あわせて、LINE公式アカウントを積極的に活用することにより、プッシュ型情報発信の取組を推進すること。
- (3) 将来にわたる持続可能な市政運営の実現と質の高い行政サービスを提供していくため、職員一人一人が本市の財政状況について理解を深めるとともに、改めて行財政改革の必要性を認識すること。あわせて、行政資源の「選択と集中」を徹底し、これまで以上に意思決定までのスピードを加速させ、的確で迅速な行政サービスを提供していくこと。

3 適正な事務執行の確保に向けた方針

- (1) 仕事の目的とアウトカムを正確に捉え、業務フローの見直しを含めた事務事業の在り方を検討すること。変化を恐れることなく、行政サービスの最適化につながる改善策について、積極的に取り入れること。
- (2) 根拠法令等を確認・理解し、遵守した上で、適正な手続を経て事務事業を執行すること。不適切な事務執行は、市民の本市に対する信用失墜につながることから、重層的なチェック体制を構築し、その仕組みを確実に機能させること。また、複合的な課題の解決に当たっては、庁内横断的な情報共有と連携を図り、迅速かつ柔軟に対応すること。
- (3) 市民への説明責任を十分に果たし、市政運営の透明性を確保するため、市政情報の正確かつ迅速な公表に努めること。
- (4) 多様化・複雑化する市民ニーズに応じていくため、社会経済情勢をは

- じめ多様な主体の動向まで視野を広げ、本市を取り巻く状況を的確に把握すること。あわせて、関係部署との迅速な情報共有により、組織の縦割りによる弊害を厳に排除するとともに、最善の対応を図ること。
- (5) 常に市民目線に立ち、市民に寄り添う現場主義を徹底し、迅速かつ正確に事務事業を執行すること。即応すべき事案が発生し、予算を要する場合には、速やかに財政部門と協議すること。
- (6) 個人情報の取扱いには細心の注意を払うとともに、指定管理者等の関係団体等も含め更なる注意喚起を行いながら、漏えい等の防止に向けた対策を徹底すること。万一、個人情報の漏えい、滅失、毀損等により個人の権利・利益を害するおそれがある事案が発生した場合は、速やかに総務部総務課へ報告すること。
- (7) 超過勤務については、所属長だけでなく、所管部長においても、これまで以上に的確な業務実態の把握と適切な職員のマネジメントを行うこと。また、新庁舎における新たな働き方を追求し、業務の効率化を図ること。あわせて、誰もが働きやすく最良のパフォーマンスを発揮できる職場づくりに取り組み、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革を推進すること。
- (8) 令和8年度当初予算に計上した事業に早期着手し、確実に実行できるよう、適時適切に進行管理を行うこと。

4 職員の人材育成に向けた方針

- (1) 「国分寺市人材育成基本方針（第3期）」及び「国分寺市人材育成実施計画」を踏まえ、職員の育成・指導を行うこと。また、「ハラスメントの防止等に関する指針」の周知徹底を図り、良好な職場環境を維持すること。

- (2) 「本気の失敗には価値がある。」という価値観の下、職員の挑戦意欲を高める取組や能力の向上に資する自己啓発の取組については、組織を挙げて全力で支援すること。また、行政のデジタル化の推進に向け、デジタル技術を駆使することができるよう、知識及び能力の向上に取り組むこと。
- (3) あらゆる変化を所与のものとし、健全な批判精神と探求心を持ち続け、自らと市政の目指すべき姿をイメージし、研鑽^{さん}に励むこと。
- (4) 職員による信用を失墜する行為は、公務に対する市民の信頼を大きく損ねるものであり、公私にかかわらず、常に国分寺市職員としての自覚と責任を持って行動すること。
- (5) 「国分寺市民」の一人として、積極的に地域づくりに関わる場に参加し、市民と共にまちづくりを進める職員の育成を行うこと。

5 各部の運営方針等の取扱い

本基本方針に基づく各部の運営方針と組織目標については、4月初旬に実施する市長、副市長又は教育長との面談時に提出すること。

また、人事異動の内示を受けた者は、事務引継ぎを丁寧かつ確実に行った上で、新たな配属先の運営方針等を作成すること。

令和 8 年 3 月 19 日

各 部 長 殿

国分寺市長 丸 山 哲 平

人事異動について

標記の件について、次のとおり人事異動を内示し、あわせて通知します。

記

- 1 発令年月日 令和 8 年 4 月 1 日
- 2 異動対象者 別紙「異動者一覧表」等のとおり
- 3 異動規模

| | | |
|------|-------|---|
| 部長職 | 9 名 | (昇任 2 名) |
| 課長職 | 41 名 | (昇任 10 名) |
| 係長職 | 103 名 | (昇任 5 名、再任用フルタイム勤務職員 1 名、新規自治法派遣受入 1 名、役職定年 5 名) |
| 主任職 | 216 名 | (昇任 21 名、新規採用 6 名、再任用フルタイム勤務職員 10 名、新規自治法派遣 3 名、新規研修派遣 2 名) |
| 一般職員 | 74 名 | (新規採用 16 名、新規採用(任期付職員) 1 名) |
| 合 計 | 443 名 | |
- 4 その他
 - (1) 分任出納員の任命については、3 月 25 日(水)午後 5 時までに職員課人事係へ報告してください。
 - (2) 再任用職員(短時間勤務)及び月額会計年度任用職員の配置については、別途通知します。
 - (3) 人事異動に伴う職員証明書等の発行が必要な場合は、「職員証明書等交付願」を職員課人事係に提出してください。また、不要になった職員証明書等は、必ず返却してください。
 - (4) 新規採用職員の配属は 4 月 8 日(水)に行います。

令和 8 年 3 月 19 日

各 部 長 殿

国分寺市議会議長 尾 沢 しゅう

人事異動について

標記の件について、次のとおり人事異動を内示し、あわせて通知します。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 発令年月日 | 令和 8 年 4 月 1 日 |
| 2 | 異動対象者 | 別紙「異動者一覧表」等のとおり |
| 3 | 異動規模 | 部長職 2 名（昇任 1 名） 一般職員 1 名（新規採用 1 名） 合 計 3 名 |

令和 8 年 3 月 19 日

各 部 長 殿

国分寺市代表監査委員
輿 水 康 次 郎

人事異動について

標記の件について、次のとおり人事異動を内示し、あわせて通知します。

記

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 発令年月日 | 令和 8 年 4 月 1 日 |
| 2 | 異動対象者 | 別紙「異動者一覧表」のとおりに |
| 3 | 異動規模 | 課長職 1 名（昇任 1 名） 係長職 1 名 合計 2 名 |

令和8年3月19日

各 部 長 殿

国分寺市教育委員会

人 事 異 動 に つ い て

標記の件について、次のとおり人事異動を内示し、あわせて通知します。

記

- 1 発令年月日 令和8年4月1日
- 2 異動対象者 別紙「異動者一覧表」等のとおり
- 3 異動規模

| | | |
|---------|-----|------------------------------|
| 課 長 職 | 5名 | (新規自治法派遣受入1名、昇任3名) |
| 係 長 職 | 7名 | (新規自治法派遣受入1名、役職定年2名) |
| 主 任 職 | 14名 | (昇任3名、新規採用2名、再任用フルタイム勤務職員3名) |
| 一 般 職 員 | 3名 | (新規採用1名) |
| 合 計 | 29名 | |
- 4 そ の 他 人事異動に伴う発令式は行いません。